

2025年12月16日

株主各位

広島県広島市中区上八丁堀8番8号

第1ウエノヤビル6F

株式会社アクアライン

代表取締役 楠 広長

臨時株主総会の議決権の基準日設定公告

当社は、2025年12月31日（水）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録又は記録された株主をもって、基準日から3か月以内に開催予定の臨時株主総会における議決権行使できる株主と定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上